

仕 様 書

名 称	海上輸送等
作成年月日	令和5年1月23日
作成部隊	西部方面総監部装備部後方運用課
作成責任者	西部方面総監部装備部後方運用課輸送班 2等陸佐 松尾 彰美

1 適用範囲

本仕様書は、傭船による部隊等の海上輸送に適用する。

2 用語の定義

傭船とは官側が専有できる船舶をいう。また、船舶の仕様として、ロールオン・ロールオフ方式で車両等を積載でき、かつ、船内において会議室及び女性客室を有する旅客船をいう。

3 輸送役務内容

九州、沖縄本島、石垣島及び与那国島間の人員及び車両の海上輸送

4 輸送役務の細部要領

(1) 輸送時期

2月24日（金）から2月26日（日）

(2) 輸送区間

博多港、中城湾港、石垣港及び久部良漁港の間

(3) 輸送所要

ア 博多港－石垣港

マイクロバス2両

イ 博多港－久部良漁港

(ア) 人員

人員20名（うち女性1名）

(イ) 車両

10両（細部は官側との調整による。）

ウ 中城湾港－石垣港

(ア) 人員

120名

(イ) 車両

マイクロバス3両

(4) 輸送等要領

ア 海上輸送については傭船とする。

イ 海上輸送にあたり、運航時間は以下のとおり

(ア) 中城港湾の出航時間は2月25日(土)午後18時から20時の間とする。

(イ) 石垣港の入港時間は2月26日(日)午前9時から11時の間とする。

(ウ) 久部良漁港の入港時間は2月26日(日)午後14時から15時の間とする。

5 その他

(1) 連絡態勢の確保

営業時間内外問わず、官側の連絡に応じることができる態勢を確保する。

(2) 運航準備

ア 運航にあたり、各港湾の使用に係る各種申請を実施する。

イ 沖縄県内の港湾等に入港する際は、必ず事前協議制度に基づく手続きを確行するとともに、出航の1週間前までに事前協議結果を官側に通知する。

(3) 情報保全処置

本契約において知り得た情報の流失を防止する。

(4) 不測事態対処

船舶の遅延及び運航が困難な状況が生起した場合には、直ちに報告するとともに代替等の処置を講ずる。

(5) 別途協議

その他、本仕様書に記載のない事項は別途協議する。